

小児科診療所開設費用助成金の創設について

こどもを核としたまちづくりを進める本市において、こどもの健康を守り、安心して子育てができる環境を整備するため、小児科診療所の開設にかかる費用助成制度を新たに創設します。

つきましては、制度の概要について報告します。

1 制度概要

(1) 助成対象者

令和6年度中に、市内に小児科診療所を開設しようとする医師または医療法人のうち、以下のすべての要件に該当する者

要件
① 「小児科」を標ぼうする診療所を新たに開設する
② 小児科で5年以上の診療経験がある
③ 開設後、10年以上診療を続ける
④ 市が行う乳幼児健康診査及び夜間休日応急診療所の小児科診療に出務する
⑤ 病児保育や小児慢性特定疾病に関する事業など市の事業に積極的に協力する
⑥ 他の補助金を受けていない
⑦ 事業承継でない

(2) 対象経費

令和6年4月1日から開業日までに要した、小児科診療所開設にかかる以下の経費

① 土地・建物・医療機器等の取得費・賃借料・リース料
② 建築改修費

(3) 助成率

対象経費の1/2（上限1000万円）

※令和6年度当初予算額：1000万円

※予算を上回る応募があった場合は、補正予算（12月）での対応を検討する

(4) 申請手続き

募集期間 (事前相談)	開業5か月前まで <R6は7～9月>
助成金交付申請	開業まで
実績報告	開業1か月後まで

(5) 助成金の返還

対象要件や交付の際に付した条件に反した場合は、交付決定を取り消し、助成金の全部または一部の返還を求める場合がある。

2 令和6年度スケジュール

7月 1日（月）	事前相談開始、広報あかし募集記事掲載
9月30日（月）	事前相談終了（令和6年度開設分）
12月 2日（月）～	助成金交付申請受付開始